平成２７年（フ）第９１８号
堺市堺区大浜北町３丁９番２―201号、前住所堺市堺区楠町２丁２番26号
債務者　前野　義和
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２１号
堺市中区土師町２丁20番６号　西辻ハイツ202号
債務者　西浦準三郎（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２２号
堺市中区土師町２丁20番６号　西辻ハイツ202号
債務者　西浦　寿子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２７号
堺市中区東山730番地
債務者　北田紀和子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３８号
大阪府南河内郡太子町大字山田3783―７、住民票上の住所大阪府藤井寺市野中５丁目11番27号
債務者　黒岡　博司
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９５４号
大阪府富田林市若松町２丁目10番53号
債務者　出口　幸香
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９５６号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―801号
債務者　古田　由美
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
和歌山市鳴神952番地１　すみれ団地４棟444号室、住民票上の住所和歌山市鳴神952番地１
債務者　岡野　博文
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１０号
沖縄県浦添市伊祖２丁目４番９―101号　みやぎ荘
債務者　高里　泰吉
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３３０号
沖縄県那覇市前島３丁目22番２―1001号　トーマス前島Ⅰ
債務者　我那覇友麻
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６９号
北海道岩見沢市５条東８丁目１番地17　ニュー508ハウス102号室　須藤方、住民票上の住所札幌市中央区南１条西14丁目１番地　サッポロＪＯＷ２ビル401号
債務者　坂下　晃子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第７２号
北海道岩見沢市元町２条東８丁目２番地１　レオパレスファミリアⅢ　103号
債務者　大床　　天
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第４２号
山形県鶴岡市熊出字東村152番地１ぶなの杜
債務者　渋谷　亮一
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第２４１号
静岡県富士市森島307番地の１コンフォートメゾン305号
債務者　三輪　恭央
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２８７号
愛知県一宮市奥町字剱光寺73番地４
債務者　順天設備こと　山内　善之
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４２２８号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目15番６号　道本マンション201号、前住所大阪市平野区喜連西１丁目19番６号　グレーシィ喜連Ⅱ　604
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５９号
大阪市西成区玉出東１丁目９番20号　美吉マンション103号室
債務者　藤内　英夫
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部